

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)自己の株式の取得枠設定等に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（社長 北山禎介）は、株式会社整理回収機構に保有していただいている当社普通株式については、当社申出により、市場取引により売却していただくことを想定しておりますが、当該普通株式の処分に対応すべく、本日開催の取締役会において、下記に記載のとおり、自己の株式の取得枠設定等を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、公的資金の確実な返済を図るべく、今後の株価上昇に備えるためのものとして、平成 18 年 6 月 29 日付定時株主総会決議等により設定された自己の株式の取得枠に加え、今回、下記 2. (2) に記載のとおり、当社定款第 8 条の規定に基づく自己の株式の取得枠を設定しております。

また、具体的な取得方法については、当社財務状況や株価動向等を踏まえ今後決定するものであり、取得に際しては、改めて整理回収機構を通じて預金保険機構に処分の申出を行うものであります。

記

自己の株式の取得枠設定等

1. 自己の株式の取得枠の設定等を行う理由

公的資金優先株式の取得請求権行使により発行された当社普通株式（60,466 株、注）等の買受を行うため。

(注) 整理回収機構により、以下の要領で当社第三種優先株式の一部についての取得請求権が行使され、当社普通株式 60,466 株が交付されたものです。

名称	第三種優先株式
取得請求総額	50,000,000,000 円
取得請求日	平成 18 年 9 月 29 日
取得請求権行使価額	826,900 円
取得請求により交付された普通株式数	60,466 株

(詳細につきましては、平成 18 年 9 月 28 日付「公的資金優先株式の返済に関するお知らせ」をご参照ください。)

2. 取得枠等の内容

(1) 平成 18 年 6 月 29 日付定時株主総会決議等に基づく自己の株式の取得

- ・取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ・取得する株式の数 : 60,466 株（上限）
- ・株式を取得するのと引換えに
交付する金銭の総額 : 79,639,200,000 円（上限）
- ・取得期間 : 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 12 月 29 日まで

(2) 当社定款第 8 条の規定に基づく自己の株式の取得枠

- ・取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ・取得する株式の数 : 6,700 株（上限）
- ・株式を取得するのと引換えに
交付する金銭の総額 : 10,000,000,000 円（上限）
- ・取得期間 : 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 12 月 29 日まで

なお、上記(1)及び(2)の取締役会決議に従った場合、取得する株式の数の上限は 67,166 株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額の上限は 89,639,200,000 円となります。

この「自己の株式の取得枠設定等に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 平成 18 年 6 月 29 日付定時株主総会決議等により設定した自己の株式の取得枠の内容

(取得する株式の種類)	(取得する株式の数)	(株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額)
普通株式	上限 1,000,000株	上限 1,200,000,000,000円
第二種優先株式	上限 67,000株	上限 1,200,000,000,000円
第三種優先株式	上限 695,000株	上限 1,200,000,000,000円
合計	合算上限 1,762,000株	合算上限 1,200,000,000,000円

2. 上記 1. の取得枠につき平成 18 年 10 月 13 日現在における進捗状況

(取得した株式の種類)	(取得した株式の数)	(株式を取得するのと引換えに交付した金銭の総額)
普通株式	0株	0円
第二種優先株式	67,000株	245,079,300,000円
第三種優先株式	645,000株	875,281,500,000円
合計	合計 712,000株	合計 1,120,360,800,000円

以 上

この「自己の株式の取得枠設定等に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。